

令和2年4月入学 入学料徴収猶予申請ガイド

愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課

申請者には、申請後、大学から連絡する場合がありますので、愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課の電話番号を携帯電話に登録してください。089-927-9169

※申請書類を揃えるのに時間を要するため、希望者はすみやかに申請書を入手してください。入学手続期間を過ぎての受付は一切できません。

1. 入学料徴収猶予の対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難である者
- (2) その他やむを得ない事情があると認められる者

※日本学生支援機構給付型奨学金の申請者・採用候補者・申請予定者(学部生のみ)は、令和2年4月入学大学等における修学支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請ガイドを確認し、必要書類を提出してください。(愛媛大学ホームページに記載しています)

2. 申請書の入手方法

申請書等の入手方法は、以下から選択してください。

①愛媛大学HPから印刷する。

愛媛大学HPトップ→入試情報→授業料・奨学金→授業料免除及び入学料免除等
URL : <https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship/exemption/>

②学生生活支援課の授業料免除窓口で申請書を受け取る。

※これにより難しい場合は、学生生活支援課までご連絡ください。

3. 提出書類

学部入学・学部編入学・大学院入学・私費外国人留学生（研究生、科目等履修生及び聴講生を除く）すべて共通

提出書類	留意事項	備考
入学料徴収猶予申請書	保証人の記名及び押印が必要です。	
決定通知用の封筒 (長形3号)	84円切手を貼り、本人または保証人の住所・氏名を記入してください。	添付のもの (窓口配布)

自身で封筒を準備する場合、市販の長形3号の封筒に、84円切手を貼り、受験番号と本人または保証人の住所・氏名を記入してください。

4. 提出期間・場所等

申請書は、「**所定の入学手続期間内**」に、入学生本人が提出してください。代理人による提出はできません。提出時に内容について詳しくお聞きすることがありますので、特に家計状況については、よく把握しておいてください。

※入学手続期間以外は一切受付できませんので、期日を厳守してください

◎私費外国人留学生の場合

原則、学生生活支援課へ持参してください。医学部・医学系研究科及び農学部・農学研究科入学生は、各学務担当チームへ、連合農学研究科入学生は、連合農学研究科チームへ持参してください。(土、日、祝日を除く 9:00~17:00の間)

申請書を提出した後、「入学料徴収猶予申請受理書」(以下「受理書」)を受取り、各学務担当チームで入学手続を行う際、入学料を納付するかわりに「受理書」を提示してください。(郵送提出の場合は入学手続関係書類に同封してください。受理書は不要です。)

◎学部入学生及び学部編入学生の場合

入試種別	学 部	申請書提出先	備 考
推薦入試 AO入試 編入学	医学部	医学部学務課	持参の場合は、各学部の学務チームで受付します。郵送の場合は、入学手続関係書類に同封してください。
	農学部	農学部学務チーム	
	医学部・農学部以外の学部	各学部の学務チーム	
一般選抜	全学部	入試課	郵送の場合は、入学手続関係書類に同封してください。

◎大学院入学生の場合

原則、学生生活支援課へ持参してください。医学系研究科及び農学研究科入学生は、各学務担当チームへ、連合農学研究科入学生は、連合農学研究科チームへ持参してください。

(土、日、祝日を除く 9:00~17:00の間)

申請書を提出した後、「入学料徴収猶予申請受理書」(以下「受理書」)を受取り、各学務担当チームで入学手続を行う際、入学料を納付する代わりに「受理書」を提示してください。やむを得ず郵送する場合は、入学手続関係書類に同封してください。(郵送提出の場合は入学手続関係書類に同封してください。受理書は不要です。)

6. その他

○入学料免除と徴収猶予の同時申請について

この説明書(入学料徴収猶予について)は、「入学料徴収猶予申請のみ」(専願)を希望する場合のものです。

入学料免除申請する場合で猶予申請を希望する者は、免除申請と同時に徴収猶予申請(併願)が可能です。ただし、免除申請には資格条件がありますので、事前に確認のうえ、可能な場合は「入学料免除・徴収猶予申請書」にて手続きを行って下さい。その際、入学料免除・徴収猶予申請書の「免除」及び「徴収猶予」の箇所両方を「○」で囲んでください。この場合は、入学料徴収猶予申請書の提出の必要はありません。封筒も入学料免除決定通知用の封筒のみで結構です。(詳細は、下記窓口まで問い合わせてください。)

○入学料徴収猶予期間

入学料徴収猶予を申請した者は、本学が指示するまでは、入学料を納付しないよう注意してください。また、許可されなかった者は、本学の指示があり次第、速やかに入学料を納付してください。

入学料徴収猶予を申請した者は、本学の入学手続完了後に入学を辞退する場合、入学料免除申請を辞退したのものとして、直ちに入学料を納付してください。

入学料の徴収猶予が許可になった場合、徴収を猶予する期間は令和2年9月23日(水)までとなります。

問い合わせ先 教育学生支援部学生生活支援課

〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課
TEL. 089-927-9169
mail: menjo@stu.ehime-u.ac.jp

令和2年4月入学 入学料徴収猶予申請書

ふりがな 氏名	男 ・ 女	入学 令和2年4月 編入学	学部 研究科 専攻科	学科 課程 専攻	昼夜 間・間 主主
本人住所	〒 ー 県		携帯TEL ()	ー	ー
学資負担者 住所・氏名	〒 ー 県		携帯TEL ()	ー	ー
保証人住所・氏名 (入学手続時の保証人)	〒 ー 県		携帯TEL ()	ー	ー
	氏名	続柄 ()	固定TEL ()	ー	ー

家族構成（本人も含む）

続柄	氏名	年齢	職業・学校	在職期間・学年	勤務先・学校名・現状・その他	年間所得（見込）
				年 月		千円
				年 月		千円
				年 月		千円
				年 月		千円
				年 月		千円
				年 月		千円
				年 月		千円

該当項目に、シ点

- 母子父子世帯
 障がい者のいる世帯 (人)
 長期療養者のいる世帯 (人) (1か月当たり療養費 千円)
 主たる学資負担者の単身赴任
 災害救助法適用レベルの火災、風水害、震災、その他の災害 (被害額 千円)
 生活保護

入学料徴収猶予希望理由： 入学料免除制度があった場合、入学料免除を希望する。(該当の場合シ点)

上記のとおり、入学料徴収猶予を、保証人連署の上、申請します。入学手続期間を過ぎて入学辞退をする場合は、定められた入学料を即時納入いたします。なお、虚偽記載が判明した場合は、入学料徴収猶予の許可を取り消されても異議はありません。また、決定に従い、定められた期限までに、定められた入学料を納付いたします。

愛媛大学長 殿

申請者本人 氏名

令和 年 月 日

続柄

保証人署名 () 氏名

印

(保証人自筆)

大学院入学生のうち、愛媛大学卒業生は、学部時代の学生番号を記入してください。